

**2022年8月号トピックス**

**外国人企業が投資奨励を受け、事務所や住居を設置するための土地を所有することが許可される基準について**

仏暦 2565(2022)年 8 月 8 日、払込済資本金が 5000 万バーツ以上 の投資奨励恩典を受けた外国人企業に対し、投資委員会からの通達がありました。外国人企業は、事務所や住居のための土地を所有することができ、その基準や条件を以下のように定めています。

1. 恩典プロジェクトのためのオフィス設置用地は、5 ライを超えない
2. 経営者や専門家の住居用の土地は、10 ライを越えてはならない
3. 従業員の住居用の土地は、20 ライを越えてはならない

なお、事務所や住居の場所は、事業拠点がある土地(例えば工場敷地)と同じ地域であってもなくても、投資奨励が解除されるならば、1 年以内に売却または譲渡しなければなりません。

**中小企業が商品又はサービスの販売者である場合の取引条件に関する公正な取引慣行の検討のための指針を対象とする取引競争委員会通達の改正について**

タイ取引競争委員会は、商品又はサービスの販売者である中小企業の信用条件に関する公正取引慣行の検討指針 No.2 を通達し、仏暦 2565(2022 年)8 月 17 日に官報に掲載されましたが、この通達は、以下の通り仏暦 2565(2022 年)9 月 16 日から施行される予定です。

1. 中小企業とは、以下のような業態特性を持つ事業者を指します。
  - (1) 製造業で従業員が 200 名以下、かつ、年間売上高が 5 億バーツ以下であること
  - (2) サービス業又は卸売業、小売業で従業員が 100 名以下、かつ、年間売上高が 3 億バーツ以下であること
2. 取引決済  
中小企業者との取引の決済に関し、中小企業者は、取引先である事業者に、通常の取引に準じた支払方法を明確に示す必要があり、さらに、中小企業者である旨を証するために雇用数を示す書類と損益計算書を提示しなければならない。